

役職員等倫理規程

（目的）

第1条 この規定は、一般社団法人岐阜県スキー連盟（以下「本連盟」という。）の役員等及び職員（以下「役職員等」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公平さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

（役職員の範囲）

第2条 この規約において、役員等とは、本連盟定款第25条に規定する理事・監事、同第47条の規約に示された各本部及び各委員会委員をいう。

2 職員とは、本連盟定款第56条に規定する事務局員をいう。

（役職員の基本的職務）

第3条 役職員は、本連盟定款3条及び4条に規定する「目的・事業」を達成するため、本連盟の関係規定に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

（役職員の遵守事項）

第4条 役職員は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用等の行為を絶対に行ってはならない。

2 役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役職員は、日常の行動について、公私を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員は、自ら社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

6 役職員は（公財）全日本スキー連盟が定める暴力行為等根絶についてのガイドラインを遵守しなければならない。

（コンプライアンス委員会の設置）

第5条 この規定の実効性を確保するため、本連盟にコンプライアンス委員会を設置する。

2 コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により決める。

（役職員がこの規定に違反した場合の対処等）

第6条 役職員等が、この規約に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス委員会は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該事項等がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長はコンプライアンス委員会の意見を聴取したうえで、厳正な措置をとるものとする。

2 前項の職員に関する対処は、本連盟事務局各職員の就業規定の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

令和7年11月12日 制定